

米国税制改正：最終法案の法制化

December 25, 2017

In brief

米国時間 2017 年 12 月 22 日、トランプ大統領は上下院の改正法案を統一化した最終の税制改正法案(以下「改正法」)に署名し最終法案は当初の目標どおり年内に成立することとなりました。

今回の改正は、法人税率の恒久的な大幅引下げに加えて、国際課税の分野では海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)、海外留保所得にかかる強制みなし配当課税、および、税源浸食防止規定(BEAT 課税等)の導入、事業課税の分野では支払利子の損金算入制限、固定資産の即時償却、および、AMT の撤廃(法人のみ)、個人所得税に関しても時限立法ながら税率の引き下げやパススルー所得に対する減税といった幅広い分野での改正項目が含まれており、レーガン政権下における税制改正(1986 年)以来の大幅な改正となっております。

なお、改正法の議会通過・大統領署名が年内に完了したことから、今四半期における会計上の対応が必要となるものと考えられます。また、日本税務上は、米国法人の実効税率が州税込で 20% 台へと低下することが見込まれるため、タックスヘイブン対策税制上の検討が必要となる場合があると考えられます。

本稿では、改正法の内容に加えて、会計上および日本のタックスヘイブン対策税制上の考慮事項についてもお伝えします。

In detail

2016 年の大統領選で共和党候補であるトランプ氏が当選し、上下院でも共和党が過半数を確保したことから、大統領と議会とのねじれ現象が解消し、抜本的税制改正の実現可能性が俄かに注目されるようになりました。

改正法は、下院で 11 月 16 日に可決された税制改正法案「Tax Cuts and Jobs Act of 2017 (H.R.1)」(以下「下院法案」)及び上院で 12 月 2 日未明に可決された税制改正法案「Tax Cuts and Jobs Act」(以下「上院法案」)を両院協議会において摺り合せて(Reconciliation)統一化したものとなります。この改正法は、トランプ氏が選挙時に提唱していた税制改正案と、共和党が 2016 年 6 月に発表した素案(ブループリント)との共通点も多々ありますが、ブループリントに含まれていた国境調整(Border Adjustment)の代わりに新たな税源浸食防止規定が織り込まれているなど、独自の点も見受けられます。

なお、下院法案、上院法案の統一化の過程における主な修正内容は以下通りです。

- ・ 連邦法人所得税の税率を一律 20% から 21% へ修正
- ・ 繰越欠損金の使用制限額を課税所得の 90% から 80% へ修正
- ・ 連邦法人所得税にかかる代替ミニマム税(AMT)について下院法案を踏襲し撤廃する一方で、連邦個人所得税にかかる代替ミニマム税については上院法案を踏襲し存続

- ・ 支払利子の損金算入制限について、内国歳入法 163 条(n)の新設(グローバルグループ・ベースでの支払利子の損金算入制限規定)を取り下げ
- ・ 強制みなし配当課税については上院法案に近い、15.5%(現金)／8%(現金以外)の税率を採用
- ・ 税源浸食防止規定について上院法案の BEAT 課税を採用し、下院法案の Excise Tax (物品税)／ECI 課税は取り下げ

改正法は 12 月 19 日の上院、12 月 20 日の下院における可決を経て、12 月 22 日にトランプ大統領が署名し成立しました。これにより、トランプ政権と共和党は 2018 年の中間選挙に向けた大きな目標であった税制改正を年内に達成しました。

日系企業に影響を及ぼす主な改正項目としては以下が挙げられます。

主な改正項目の概要

項目	概要	適用開始日
ビジネス関連		
法人税率の引下げ	連邦法人所得税の税率を一律 21%に引下げ	2018 年 1 月 1 日以降
代替ミニマム税 (AMT)の廃止	連邦法人所得税に関して AMT を撤廃。過年度からの AMT クレジットの繰越額について通常税額との相殺並びに還付を認める	2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度
繰越欠損金使用制限と繰戻・繰越期間の撤廃	繰越欠損金の控除額を課税所得の 80%に制限する一方で無期限の繰越を認める。繰越欠損金の繰戻還付を撤廃する	使用制限は 2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度、繰戻・繰越期間の撤廃は 2018 年 1 月 1 日以降終了課税年度
固定資産の即時償却	適用対象となる固定資産について 5 年間の即時償却及び 2023 年以降の Phase Out (80%～20%)を認める	2017 年 9 月 28 日以降に取得かつ事業供用された資産
支払利子の損金不算入制限	現行の過大支払利子税制を全面的に改正し、控除制限額を超える事業上の支払利子は損金算入が制限される	2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度
国内製造控除制度の廃止	現行制度上の国内製造控除制度を撤廃する	2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度
国際課税関連		
海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)	一定の海外法人からの受取配当金を全額免税するとともに、当該配当に係る外国税額控除を撤廃する	2018 年 1 月 1 日以降に支払われる配当
強制みなし配当課税	特定外国法人の累積海外留保所得について、金銭・金銭同等物に帰するものは 15.5%、それ以外は 8%で課税する	2018 年 1 月 1 日より前に開始する最後の課税年度
CFC の定義拡大	CFC の判定上、米国法人の親会社の保有する他の外国法人も当該米国法人によって保有されているものとみなす	2017 年 12 月 31 日以前に開始する直近課税年度
税源浸食防止規定 (BEAT 課税)	適用対象法人の関連者に対する税源浸食的支払いに関して、一定の算式で計算される額を課税する	2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度

項目	概要	適用開始日
個人課税関連		
個人所得税率の引下げ	連邦個人所得税の税率を、10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の7つに区分する	2018年(暦年)
標準控除の倍増	標準控除額を、単身者\$12,000、夫婦合算申告者\$24,000にそれぞれ倍増させる	
人的控除の廃止	現行制度上の一人当たり\$4,050の人的控除(扶養控除)を撤廃する	
項目別控除の廃止又は縮小	現行制度上認められる項目別控除について、一部項目を撤廃又は縮小させる	
パススルー所得に対する所得控除	パススルー事業体からの国内適格事業所得の20%相当額について所得控除を認める	
代替ミニマム税(AMT)の存続	AMTを存続させる一方で、AMT計算上の人的控除額を増額することでAMT適用による影響が緩和する	
オバマケア・ペナルティの廃止	健康保険未加入者に対するペナルティ課税が廃止される	2019年(暦年)

I. 改正法の解説

ビジネス関連

1. 法人税率の引下げ

従前の制度上は、所得金額に応じて最高35%の累進税率(一定の人的役務提供法人については一律35%の税率)で課税されていますが、2018年1月1日以降は連邦法人所得税率は一律21%に引下げられ、また、一定の人的役務提供法人に適用される一律35%の税率は撤廃されます。

なお、内国歳入法15条の規定により、連邦法人所得税率引下げの適用開始日が課税年度の途中となる場合、新旧の税率の加重平均により適用税率を算定することになります。この結果、3月決算法人の場合、2018年3月期から部分的に引下げ後の法人税率を享受することが可能となります。例えば、2018年3月期は2017年12月31日まで旧税率(35%)が、2018年1月1日から2018年3月31日までは新税率(21%)が適用される結果、日数按分による実効税率は約31.5%(35% x 275日/365日 + 21% x 90日/365日)になります。

2. 代替ミニマム税(AMT)の廃止

従前の制度上は、15%~35%の累進税率による通常の税額とは別に、課税所得に一定の調整を加えた額に対して一律20%の税率による代替ミニマム税(Alternative Minimum Tax、以下「AMT」)の計算も行い、いずれか多い税額が最終的な法人税額とされていました。AMTの当期支払額は、翌課税年度以降に無期限で繰越され、通常税額がAMTを上回る課税年度において、AMTクレジットとして税額控除の対象となります。

改正法においては、2018年1月1日以降に開始する課税年度よりAMTが撤廃され、既存のAMTクレジットの繰越額を通常税額との相殺が認められます。更に、2018年から2020年の間に開始する課税年度では、相殺後のAMTクレジットの未使用残高の50%を限度として還付が認められ、残余额は2021年に開始する課税年度において100%(全額)還付が認められます。

3. 繰越欠損金の使用制限

従前の制度上は、繰越欠損金について2年間の繰り戻し還付、20年間の繰越控除が認められていました。改正法においては、繰戻還付が廃止される一方、無期限に繰越が可能となります。なお、繰越欠損金の使用制限額は課税所得の80%までとなります。

欠損金の使用制限は2018年1月1日以降に開始する課税年度において生じる欠損金について適用され、無期限の繰越及び繰戻還付の廃止は2018年1月1日以降に終了する課税年度から適用されます。

4. 固定資産の即時償却制度の創設

従前の制度上は、一定の固定資産について特別減価償却が認められており、2017年は取得価額の50%、2018年は40%、2019年は30%を即時償却により事業の用に供した年度に損金算入することが可能となっていました。

改正法においては、2017年9月28日以降、2022年末までに取得かつ事業供用された適格資産の取得価額の100%を即時償却できます。2023年以降に取得され事業共用された適格資産については下記のとおり段階的に一部即時償却(80%~20%)が認められます。2017年9月27日以前に取得され、2017年9月28日以降に事業共用された資産に関しては引き続き従前の制度が適用されます。経過措置として、2017年9月28日以降に終了する直近の課税年度においては、50%の即時償却を選択することができます。資産の取得契約がすでに締結されている場合は、契約日を基準に取得日を判定します。したがって、取得日を遅らせることにより100%の即時償却を利用することは出来ません。

適格資産の定義は原則として現行法と相違はなく、1)MACRS(加速度償却)の対象となる償却年数20年以内の資産、2)水道供給設備、3)コンピューターソフトウェア(内国歳入法197条の適用を受けるものを除く)、4)適格賃借物件改良費となります。現行法と異なり、中古資産も対象資産に含まれています。公共ガス水道電気事業に使用される資産は引き続き即時償却の対象外となっています。

課税年度	改正法		現行法	
	通常の適格資産	長期製造期間資産等	通常の適格資産	長期製造期間資産等
2017/9/28 ~ 2017/12/31	100%	100%	50%	50%
2018	100%	100%	40%	50%
2019	100%	100%	30%	40%
2020	100%	100%	MACRS	30%
2021	100%	100%	MACRS	MACRS
2022	100%	100%	MACRS	MACRS
2023	80%	100%	MACRS	MACRS
2024	60%	80%	MACRS	MACRS
2025	40%	60%	MACRS	MACRS
2026	20%	40%	MACRS	MACRS
2027	MACRS	20%	MACRS	MACRS

5. 内国歳入法 179 条即時償却選択の拡大

従前の制度上は、内国歳入法 179 条の規定により課税年度毎に\$500,000 までの固定資産の即時償却が認められており、固定資産取得価額の年間合計が\$2,000,000 を超える場合は即時償却額は遡減され、\$2,500,000 以上になると即時償却は適用されませんでした。改正法においては、課税年度毎に\$1,000,000 までの即時償却が認められ、年間の固定資産取得価額の合計が\$2,500,000 を超えると即時償却額は遡減され、\$3,500,000 以上になると適用されないこととなります。新規の規定は 2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度に事業の用に供される資産に適用されます。

6. 支払利子の損金不算入制度(内国歳入法 163 条(j))

概要

従前の制度上、アーニングス・ストリップング税制(内国歳入法 163 条(j))に基づき、国外関連者からの借入金及び国外関連者による保証等の付された第三者からの借入金に関する支払利子について、借入米国法人の期末日現在の負債・資本比率が 1.5:1 超となる場合は、超過利子額(Excess interest expense)又は非適格利子(Disqualified interest)のうち、いずれか少ない金額が損金不算入となっていました。損金不算入額は無期限に繰越控除が可能となります。超過利子額とは、純支払利子額が調整後課税所得(利子、減価償却費、繰越欠損金控除額等を課税所得に戻し入れたキャッシュベースの EBITDA に相当)の 50%を超過する額をいい、非適格利子は、米国連邦法人所得税の課税対象とならない国外関連者の受取利子となります。なお、純支払利子が調整後課税所得の 50%に満たない場合は控除限度余裕額(Excess limitation)として翌課税年度以後 3 年間繰越され、翌年の超過利子額の計算上、調整後課税所得の 50%に加算することが認められていました。

改正法においては、現行の内国歳入法 163 条(j)は全面的に撤廃され新たな内国歳入法 163 条(j)が創設されます。具体的には、事業上の支払利子(business interest)から事業上の受取利子(business interest income)及び一定の資産購入にかかる借入利子(floor plan financing interest)を控除した純支払利子のうち、調整後課税所得の 30%を超える部分については損金不算入となります。損金不算入額は無期限に繰越され、将来に控除限度余裕額が発生する際にはその範囲で損金算入されます。従前の内国歳入法 163 条(j)における負債・資本比率 1.5:1 のセーフハーバーは撤廃されておりますので留意を要します。

なお、下院法案及び上院法案に含まれていたグローバルグループ・ベースにおける支払利子の損金不算入制度の創設(内国歳入法 163 条(n))は改正法において全面的に撤回されております。

損金不算入の対象となる支払利子

損金不算入の対象となる事業上の支払利子とは、事業に関連して生じる利子(投資活動に関連して生じる利子を除く)と規定されており、従前の内国歳入法 163 条(j)のように支払先が国外関連者となるものに制限されないもので留意を要します。また、資産購入にかかる借入利子とは、以下の要件を充足する債務に係る支払利子となります。

- A. 自動乗用車の販売又はリースの購入資金に充てられるもの
- B. 購入された自動乗用車そのものが当該債務の担保として供されていること

損金算入限度額

損金算入限度額は調整課税所得の 30%に事業受取利子を加算した額となります。調整課税所得は、連邦課税所得に以下の項目を加算又は減額調整した額となり、EBIT 相当額とされています。なお、2021 年 12 月 31 日以前に開始する課税年度においては、減価償却、減耗償却等を加算調整した EBITDA 相当額となるので留意を要します。

連邦課税所得
-/+ 事業に直接関連のない所得及び費用
+/- 事業上の支払利子及び受取利子
+ 繰越欠損金控除額
+ パススルー事業体からの国内適格事業所得に係る 20%相当額の所得控除(*1)
+ 減価償却、減耗償却等(ただし、2021 年以前開始の課税期間に限る)
調整課税所得

(*1) 個人税改正関連 No.10

適用対象・除外規定

改正法においては、パートナーシップや小規模法人(S Corporation)を含めたパススルー事業体も対象となっており、パススルー事業体レベルでの損金算入限度額の算定が要求されています。また、一定の適用除外基準が設けられており、直近過去 3 年間の平均総収入額が\$25,000,000 以下の小規模事業者については適用されず、選択により、不動産事業及び農業も適用対象外となる他、一定の役務提供事業や水道、電気、ガス等の公益供給事業も適用対象外となります。

適用開始日

2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から適用開始となります。なお、従前の内国歳入法 163 条(j)において支払利子の繰越不算入額又は控除限度余裕額(Excess limitation)がある場合の取り扱いは改正法では明示されていないので、今後の財務省規則(Treasury Regulation)等で明確化されることが望まれます。

7. 国内製造控除制度の廃止(内国歳入法 199 条)

従前の制度上は、米国内での製造活動から生じた一定の所得については給与・報酬費用(W-2 Wage)の 50%を限度として、所得額の 9%(一定のガス・原油事業については 6%)の所得控除が認められていました。改正法においては、2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から同制度が撤廃されます。

8. 国内受取配当控除の縮小(内国歳入法 243 条)

従前の制度上は、株式を 80%以上所有(議決権および株式価値ベース。以下同じ)している国内法人から受領した配当には 100%、株式を 20%以上所有している国内法人から受領した配当には 80%、また、株式を 20%未満所有している国内法人から受領した配当には 70%の配当控除(Dividends Received Reduction)が適用されていました。改正法においては、株式を 20%以上所有(議決権および株式価値ベース。以下同じ)している国内法人から受領した配当には 65%、株式所有が 20%未満の場合は 50%へとそれぞれ控除率が縮小されます。ただし、80%以上を保有する場合の 100%の配当控除は維持されております。2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から適用開始となります。

9. 棚卸資産に関する統一資本化ルール(Uniform Capitalization Rule)適用除外要件の緩和

従前の制度上、棚卸資産製造・販売に関して直接又は間接に生じる一定の費用を当該棚卸資産の取得価額の一部として資本化する規定(統一資本化ルール)が適用されますが、例外として、年間平均総収入が\$10,000,000 以下となる小規模の小売・卸売業者については適用されませんでした。改正法においては、2018 年以降 1 月 1 日以降に開始する課税年度から、小売・卸売業者における収入の判定基準が\$25,000,000 へ増額されます。

10. 工事進行基準適用除外要件の緩和

長期工事などの長期契約から生じる所得については工事進行基準が適用され、各課税年度において長期契約の進捗状況を将来見込まれる費用を含む総工費の比率)を基準として、当該比率に契約対価を乗じた金額を収益として認識することとされています。例外として、(i)契約開始日から2年以内に契約完了が見込まれる場合、(ii)直近課税年度3年間の年間平均総収入が\$10,000,000以下となる納税者については適用が免除されていました。改正法においては、2018年1月1日以降に開始する課税年度から、総収入の判定基準が\$25,000,000に増額されます。

11. 未使用の一般事業税額控除繰越額の損金算入制度の廃止

従前の制度上は、R&D税額控除等の一般事業税額控除(General Business Credits)については1年間の繰戻還付および20年間の繰越控除が可能となり、更に20年間の繰越期間内に控除できなかった未使用部分については、直後の課税年度(つまり21年目の課税年度)において損金算入することが認められていました。改正法においては、2018年1月1日以降に開始する課税年度から未使用部分の損金算入制度は廃止されます。

12. 過大従業員報酬の損金算入制限(内国歳入法 162 条(m))

従前の制度上は、上場企業(Publicly Held Corporation)の特定従業員(Covered Employees)に支払われる報酬の額は年\$1,000,000を限度として損金算入が認められていました。特定従業員とはCEO及び証券取引法により報酬金額の開示義務のある従業員となりますが、コミッションおよびパフォーマンスベースに基づく報酬は適用除外とされていました。改正法においては、“上場企業(Publicly Held Corporation)”および“特定従業員(Covered Employees)”の定義が以下のとおり拡大され、また、コミッションおよびパフォーマンスベースに基づく報酬に関わる適用除外規定も廃止となり、損金算入制限が強化されています。

- ・ 米国預託証券(American Depositary Receipt)を通じて上場する外国法人も新たに“上場企業”に該当
- ・ 主たる経営責任者(Principal Executive Officers)および財務責任者(Principal Financial Officers)(対象課税年度中にこれらの肩書きを有した者も含む)の両者並びにこれら以外の従業員で上位3番目までの高額報酬を得ている者も“特定従業員”に該当

2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用されます。

13. 試験研究費の償却計上(内国歳入法 174 条)

従前の制度上は、減価償却を選択しない場合には試験研究費の支払いまたは発生した課税年度において全額を即時費用化することが認められていました。改正法においては、2022年1月1日以降に開始する課税年度から一定の試験研究費について資産計上が強制され、その後5年間(研究開発活動が米国外で実施される場合には15年間)の期間にわたり償却されることになりました。

14. 非居住または外国法人によるパートナーシップ持分の譲渡益課税(Look Through ベースによる課税)

従前の制度上は、非居住者または外国法人による米国パートナーシップ持分の譲渡により生じる譲渡益に関しては、使用資産テスト(Asset use test)および事業活動テスト(Business activities test)に基づき当該譲渡益が米国で課税対象となる米国実質関連所得(Effectively Connected Income、以下 ECI)に該当するか否かが判断されていました。ただし2017年の判例ではこのガイダンスが否定され、非居住者及び外国法人による米国パートナーシップ持分の譲渡益は外国源泉所得として取り扱われ米国では課税対象とならないと判断されました。

改正法においては、2017年11月28日以降に行われる非居住者または外国法人によるパートナーシップ持分の譲渡益が ECI となる場合は米国で課税対象となることが明文化されました。ECI か否かの判定は、パートナーシップが保有する全資産を公正価値にて譲渡したと仮定した場合に生じる譲渡益が ECI となるか

(Look Through ベース)により判断されます。一般に、パートナーシップが米国で事業を行っている場合は、当該譲渡益は ECI となるものと考えられるため、パートナーシップ持分の譲渡益も米国で課税対象となるものと思われます。また、2018 年以降に行われるパートナーシップ持分の譲渡については、譲渡者が非居住者または外国法人に該当しないことを証明しない限り、譲渡対価の 10%の源泉徴収義務も譲受者に新たに課されています。

15. パートナーシップの資産の税務簿価の調整を必要とする多額の含み損の判定基準

従前の制度上は、パートナーシップ持分の譲渡を行う場合において、内国歳入法 754 条を選択、または、パートナーシップが多額(\$250,000 超)の含み損を有するときは、持分を譲り受けたパートナーは、パートナーシップ持分の税務簿価とパートナーシップが保有する資産の税務簿価が一致するように、パートナーシップ保有資産の税務簿価を調整することが認められていました。含み損の判断は原則パートナーシップレベルで行われ、含み益は相殺されていました。改正法においては、2018 年以降に行われる譲渡については、パートナーシップの資産が現金で売却されたと仮定した場合に、パートナーシップ持分を取得したパートナーに分配される譲渡損失が \$ 250,000 を超えるかどうかも判断基準に追加されました。つまり、多額の含み益の有無はパートナーシップレベルの純含み損とパートナーに配賦される含み損のいずれかが \$ 250,000 を超えるかどうかで判断されることとなります。

国際課税制度

1. 海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)の創設(内国歳入法 245 条 A)

従前の制度は、全世界所得課税制度を採用しており、海外子会社等からの配当は米国で課税されると共に外国税額控除制度により二重課税を排除する措置が採られていました。改正法においては、米国人が 10%以上の株式を保有する外国法人(Specified 10-percent Owned Foreign Corporation、以下「10%保有外国法人」、当該法人の株主を「米国株主」)から受取る配当の全額が益金不算入となります。ただし、国内源泉の配当、および、配当支払外国法人で損金算入されている配当(Hybrid Dividends)は適用除外となります。保有期間要件として、配当の支払確定日の 365 日前から起算した 731 日間のうち最低 365 日間において継続して 10%保有外国法人であることが必要とされています。

なお、本制度の創設に伴い、当該配当に課された外国源泉税、および当該外国法人が支払った外国法人所得税については直接あるいは間接外国税額控除は認められません。

本制度は 2018 年 1 月 1 日以降に支払われる海外子会社配当から適用となります。

2. 外国法人株式譲渡にかかる特則の創設

海外配当益金不算入制度の創設に伴い、改正法では外国法人の株式譲渡にかかる複数の特則が設けられています。

- 海外配当益金不算入制度の対象となる 10%保有外国法人の株式の売却損の計算上、益金不算入となった当該 10%保有外国法人から支払われた配当の累積額だけ同株式の税務簿価を減額します。従って、益金不算入の配当を事前に行って外国法人の譲渡対価を減額させても、売却損を増やすことはできないこととなります。
- 米国人が特定外国子会社(米国人が 50%超の持分を有する外国法人、以下「CFC」)の株式を譲渡した場合、譲渡益のうち CFC の留保利益の当該米国株主の持分相当額までは配当所得とみなされます(内国歳入法 1248 条)が、当該みなし配当についても保有期間要件を満たす場合は海外配当益金不算入制度の対象となります。
- CFC が他の CFC 株式を譲渡した場合、譲渡益のうち譲渡された CFC の留保利益の持分相当額までは配当とみなされます(内国歳入法 964 条)。当該みなし配当については米国株主において合算対象とされたうえで、保有期間要件を満たす場合は外国配当益金不算入制度の対象となります。

3. 海外留保所得にかかる強制みなし配当課税制度の創設(内国歳入法 965 条)

海外配当益金不算入制度の創設に伴い、同制度導入以前に蓄積された未課税の海外利益 (Accumulated Deferred Foreign Income: 以下「累積海外留保所得」) については、同制度導入直前に配当されたとみなされ (強制みなし配当)、米国株主レベルで課税の対象となります。

すなわち、CFC および 10% 保有外国法人 (以下「特定外国法人」、ただし、受動的外国投資会社 (PFIC) は除外) の累積海外留保所得のうち米国株主の持分相当額は、海外配当益金不算入制度導入の前年度 (2018 年 1 月 1 日より前に開始する直近の課税年度) におけるみなし配当所得として課税されます。

累積海外留保所得は、2017 年 11 月 2 日または 2017 年 12 月 31 日時点の米国税法上の留保利益 (E&P: これまで CFC ルールによる合算対象とならず、かつ、米国事業にも関連しないもの、すなわち米国で課税対象となっていないもの) のうちいずれか高い額となります。他の特定外国法人に税務上の累積 (E&P deficit) がある場合は、累積海外留保所得の計算上は相殺することになります。

みなし配当のうち金銭・金銭同等物から成るとみなされる部分は 15.5% の税率で課税され、それ以外は 8% の税率で課税されます。金銭・金銭同等物は 2018 年 1 月 1 日より前に開始する特定外国法人の直近の課税年度の最終日の数値、または 2017 年 11 月 2 日より前に終了する直近 2 年度の最終日の平均値いずれかを用いて算定されます。金銭同等物には売掛金、一年未満の貸付金等も含まれます。

特定外国法人の支払った外国法人所得税のうち、みなし配当として課税対象とされた部分に対応する部分は間接外国税額控除の対象となります。

同制度における税額は、選択により、下記の割合で 8 年間での分割納税が可能となります。なお、支払の滞納、米国株主の事業の停止などの事象が発生する場合には即時支払が要求されます。強制みなし配当課税に係る税務調査の除斥期間は 6 年とされています (通常は 3 年)。

1 年目から 5 年目	税額の 8%
6 年目	15%
7 年目	20%
8 年目	25%

4. CFC の定義拡大

改正法においては、CFC の判定上、米国人の親会社が保有する他の法人も当該米国人によって保有されているとみなされます。よって、日本の親会社傘下にある米国人の兄弟会社である米国外の法人が潜在的に CFC と判定される可能性があります。一方、上記のみなし保有規定の拡大により CFC と判定されても米国人が当該 CFC の株式を直接保有していない限り合算課税の対象とはなりません。

下院法案では、今回の改正によって新たに CFC とみなされた外国法人について、従前の CFC と同様の情報開示が要求される可能性が指摘されていましたが、上院法案および改正法では、そのような追加の情報開示は要求されていません。

上記の改正は 2017 年 12 月 31 日より前に開始する直近の課税年度より適用されます。

5. Subpart F 所得に関する改正

改正法においては、Subpart F 所得に関する改正として以下の内容が織り込まれており、CFC 税制が強化される内容となっています。

- ・ 外国ベース所得 (Foreign base income) に関する CFC 税制の適用除外基準のうち、\$1,000,000 の De minimis 基準はインフレーション調整の対象となる

- ・ 従前の議決権の保有率による CFC の判定基準に加えて、対象となる米国株主の定義に 10%以上の海外子会社の株式時価を保有する米国人 (US Person) を追加
- ・ 合算課税要件に係る CFC の 30 日支配要件の廃止
- ・ Subpart 所得の判定に関する Look-through ルールの恒久化

6. グローバル無形資産低課税所得 (GILTI) の創設 (内国歳入法 951 条 A)

新たに低率課税のグローバル無形資産所得 (Global Intangible Low-taxed Income、以下「GILTI」) への課税制度が設けられ、CFC の GILTI は Subpart F 所得と同様、米国株主において合算課税の対象となります。本税制の目的は、CFC の課税対象所得 (Subpart F 所得や ECI 所得)、もしくは、益金不算入制度で米国では課税対象外となる所得以外の所得のうち、CFC の事業資産から生じる通常レベルの所得を超える部分を米国で合算課税するというものです。2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度から 2025 年 12 月 31 日以前開始課税年度までは、合算対象となる GILTI 所得の 50% は控除され、2026 年 1 月 1 日以降開始課税年度からは控除額は 37.5% に減額されます。個人株主にも GILTI は適用されますが、控除額は設けられておらずその 100% が課税されます。

GILTI にかかる外国税額はグロスアップされて課税所得に算入され、当該外国税額の 80% を限度として外国税額控除が適用できます。GILTI に関する外国税額は、控除限度額の計算上は別個のカテゴリーとしてトラッキングされます。GILTI に対する 21% の新税率と上記、および下記の FDII に関する所得控除を考慮すると、従前の CFC 税制で課税されていなかった CFC の所得のうち GILTI となる部分は 13.125% の税率 $((1-37.5%) \times 21\%)$ で課税されることとなります。本制度は 2018 年 1 月 1 日以降に開始する CFC の課税年度最終日を含む米国株主の課税年度から適用されます。

7. 外国源泉の無形資産関連所得に関する所得控除 (FDII) の創設 (内国歳入法 250 条)

改正法においては、RICs 及び REITs を除く米国法人の外国源泉の無形資産関連所得 (Foreign-derived Intangible Income、以下「FDII」) については 37.5% の所得控除が認められます。GILTI は財源浸食防止対策として CFC の超過収益に課税する制度である一方、FDII 控除は、米国法人の事業資産からの経常的な所得を超える所得のうち国外で稼得したとみなされる部分を FDII として一定の税務上の恩典を与えるものとなっています。なお、所得控除額は 2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度からは 21.875% に減額されます。本制度は 2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から適用されます。

8. 外国税額控除計算上の海外支店利益

改正法においては、外国税額控除の控除限度額計算上、国外支店に係る所得は国外に所在する適格事業単位 (QBU) に帰属する所得として現行制度における既存の受動所得、一般所得等とは別個のカテゴリーに分類して外国税額控除限度額を算出します。

税源浸食への対応

1. 税源浸食濫用防止規定 (Base Erosion and Anti Abuse Tax (“BEAT”)) (内国歳入法 59 条 A)

税源浸食防止規定については、下院法案 (Excise Tax (物品税) / ECI 課税) 及び上院法案 (BEAT 課税) それぞれで独自の提案が織り込まれておりましたが、改正法においては上院法案の BEAT 課税が採用されました。当初の上院法案と同様に法人は下記の 1) が 2) を超える場合、超過額を追加の租税負担額として申告する義務が生じますが、改正法において適用税率が若干修正されています。

- 1) 調整後課税所得(=通常の課税所得に税源浸食的支払を加算した額)の10%(*1)
- 2) 通常の法人税額(R&D 税額控除、エネルギー関連の税額控除など一定の税額控除適用前の額(*2))

(*1) 適用税率は、2018年暦年に開始する課税年度は5%、2026年1月1日以降に開始する課税年度より12.5%（銀行業または証券ディーラーを含む関連グループのメンバーにおいては適用税率が1%上乘され、それぞれ6%、13.5%となります。）

(*2) 2026年1月1日以降に開始する課税年度では、あらゆる税額控除適用後の法人税額

適用対象法人は、投資会(RIC)や不動産投資信託(REIT)又は小規模法人(S Corporation)以外の法人のうち、過去3年間の平均年間総収入が5億ドルを超え、かつ、税源浸食割合(Base Erosion Percentage(*3))が3%以上(銀行業の場合は2%以上)となる法人とされており、上院法案の4%よりも縮小しています。

(*3) 税源浸食割合 = 当該年度の税源浸食的支払の総額 / 当該年度の損金控除総額

税源浸食的支払とは、国外の関連者への支払で、総所得(gross income)から控除(deduction)可能なもの(償却資産の取得に係る支払いや支払利子を含む)となります。売上原価、すなわち総所得からの控除ではなく総所得の計算上、総収入(gross revenue)から減額(reduction)される支払は原則として対象外とされています。関連者とは、法人の25%以上の持分(議決権又は時価)を有する株主(25%株主)、25%株主と50%超の持分関係で繋がる関連者、および、当該法人と50%超の持分関係で繋がる関連者となります。

また、BEAT 課税の計算に必要な情報の開示義務も新たに設けられ、開示漏れによる罰則が通常の\$10,000 から\$25,000 に増額されています。

BEAT 課税は2018年1月1日以降に開始する課税年度において発生した財源浸食的支払に適用されます。

2. 無形資産の定義及び評価方法の明確化

従前の内国歳入法 482 条と関連財務省規則で規定される移転価格税制、及び、内国歳入法 367 条(d)における無形資産の定義は内国歳入法 936 条(h)(3)(B)で規定されています。改正法においても、現行制度から基本原則は変わらないとしているものの、無形資産の定義が明確化され、労働力(Workforce in place)、内国及び国外のれん、および企業継続価値(Going Concern Value)が無形資産の定義に含まれることになりました。また、財務省に適切な手法を用いて無形資産の評価を決める権限を付与することを明確化しています。評価方法に関しては、複数の無形資産が移転された場合に総合的な評価(Aggregate basis approach)と資産ごとの評価(Asset-by-asset approach)のいずれが信頼性がある手法か判断して適切な評価方法を判定することが要求されています。本条項は2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用されます。

3. ハイブリッド取引における非適格な関連会社間支払の損金不算入制度の創設

改正法においては、ハイブリッド取引(Hybrid Transaction)における、もしくはハイブリット事業体(Hybrid Entity)を相手先とする一定の関連会社間取引(Disqualified related party payment、以下「非適格関連会社間支払」)は損金不算入とされます。ハイブリッド取引とは、利子と使用料の支払に関して受取法人の居住国で米国税法上と異なる取扱いを受ける取引となります。ハイブリッド事業体とは、受取法人の居住国で米国税法上と異なる取扱いを受ける事業体となります。非適格関連会社間支払とは利子及び使用料の支払で以下の要件を充たすものとなります。なお、Subpart F 所得は非適格関連会社間支払から除外されています。

- ・ 対応する受取所得が居住国で課税を受けていない場合、又は
- ・ 支払が居住国で損金算入されている場合

関連会社の定義は現行の CFC 税制の関連会社の定義(50%超の議決権又は時価で繋がる資本関係)を支払法人に適用することとされています。また、財務省には、非適格関連会社間支払の否認に関する様々な取

扱いを含め、本制度に関連する財務省規則又はその他のガイダンスを發布する権限が与えられています。本制度は 2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から適用されます。

4. DISC ルールの継続

従前の制度上は、一定の要件を充たす法人は Domestic International Sales Corporation (以下「DISC」)として法人所得税が免税となると共に DISC の株主は課税の繰延が可能となります。Interest Charged DISC (以下「IC-DISC」)においては繰延期間に利息が課されるため課税繰延のベネフィットは無効となりますが引き続き法人レベルの課税を回避することが可能となります。

上院の当初改正案においては DISC 及び IC-DISC の廃止が織り込まれていましたが、12 月 2 日に可決された上院法案では廃止条項は削除され、改正法においても引き続き従前の制度が適用されます。

個人課税関連

法人税の改正と異なり、個人税関連の改正は時限立法となっており多くの優遇税制は一定期間後に失効する予定となっています。主な改正項目は以下の通りとなります。

1. 個人所得税率の引下げ

連邦個人所得税の税率は、10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の 7 区分の税率となります。上院法案を踏襲した形となっておりますが、最高税率は 37%であり上院法案の最高税率 38.5%よりもさらに引下げられています。

2. キャピタルゲイン税率及び適格配当所得の適用税率

従前の制度上は、キャピタルゲイン及び適格配当所得は他の課税所得と合算され段階的に課税されますが、最高税率は 20%が上限とされていました。改正法においても変更されておらず従前と同様に最高税率の 20%が適用されます。

3. 標準控除の倍増

従前の制度上は、単身者\$6,350、夫婦合算申告者\$12,700 の標準控除が認められていますが、改正法における標準控除額は、単身者\$12,000、夫婦合算申告者\$24,000 となり現行制度と比べて概ね倍増しています。

4. 人的控除の廃止

従前の制度上は、一人当たり\$4,050 の人的控除(扶養控除、基礎控除)が認められていましたが、改正法においては当該控除が完全に廃止されます。

5. 子女控除

従前の制度上は、子女一人当たり\$1,000 の税額控除が認められていました。改正法においては、子女控除額を\$2,000 に増額されており、また\$1,400 まで当該控除は還付請求可能となっています。ただし、\$400,000 (夫婦合算申告)又は\$200,000(それ以外)の課税所得がある場合は控除額が逡減されます。また、子女以外の扶養者 1 人につき\$500 の税額控除(還付不能)が認められています。

6. 項目別控除の廃止又は縮小

従前の制度で認められている項目別控除について、改正法では一部項目について廃止又は縮小を含む改正がされます。

地方税(州・市・郡税を含む)

従前の制度上、所得税や固定資産税に控除の上限は設定されていませんでしたが、改正法において、支払われた所得税・固定資産税・売上税の合計額に対して\$10,000の控除限度額の設定がされます。ただし、国外で発生した固定資産税は控除不可となります。なお、事業所得及び賃貸所得等に係る固定資産税は、当該所得の計算上引き続き控除可能となります。

寄付金

従前の制度と同様に、改正法においても寄附金は一定限度額まで控除可能です。主な改正項目として公共慈善団体等への現金寄附の上限が所得の50%から60%へ変更されます。

医療費

従前の制度上、医療費は調整後課税所得の10%を超えた医療費が控除可能ですが、改正法においては2017年及び2018年の医療費について基準値が調整後課税所得の7.5%まで引き下げられます。2019年以降は再び10%に戻ります。

住宅取得借入金利息

従前の制度上、\$1,000,000までの住宅取得借入金を対象として借入金利息が控除可能でしたが、2018年から2025年の課税年度では対象となる借入金限度額が\$750,000(夫婦合算の場合)まで引き下げられます。ただし、2017年12月15日までに生じた借入金は従来同様\$1,000,000を限度とされています。

ホームエクイティローン利息

従前の制度で認められている住宅を担保とするホームエクイティローンに係る利息控除に関しては控除不可となります。

その他の控除項目

一定の自然災害を除く災害損失や現行制度上で調整後所得(AGI)の2%制限が適用される雑損失項目(確定申告作成費用など)が廃止されます。

なお一方で、従前の制度では課税所得が一定の金額を超える場合に控除額が制限されてきましたが、改正法ではこの高額所得者に対する当該控除制限制度は撤廃されます。

7. 主たる住居の譲渡益に対する非課税特例

従前の制度上は、主たる住居を譲渡する時、譲渡直前の5年間で最低2年間その住居を保有し居住していた場合に、譲渡益のうち最大で\$250,000(夫婦合算申告の場合は\$500,000)が非課税とされています。下院法案、上院法案の中で、期間要件等の改正が織り込まれていましたが、改正法では現行法から変更なしとされています。

8. 引越費用の控除

従前の制度上は、一定の引越し費用は総所得から控除可能ですが、改正法では上院法案の通り、引越費用は控除不可となります。

9. 遺産税及び贈与税の基礎控除額の引き上げ

従前の制度上は、遺産税及び贈与税の基礎控除額は\$5.49M(2017年)とされていますが、改正法では上院法案と同様に、基礎控除額が2倍の\$10M(物価調整反映前の基準金額)に引き上げられます。

10. パススルー事業体所得に対する所得控除

従前の制度上は、パススルー事業体の所得は構成員レベルで所得に含められ課税されています。改正法においては、パススルー所得を構成員の課税所得に合算した上で、パススルー事業体からの国内適格事業所

得の 20%相当額を課税所得から控除することができます。なお、構成員の課税所得が\$315,000(夫婦合算)又は\$157,500(それ以外)を超える場合は以下の控除制限が適用され始めます。

控除制限: 課税所得が上記の一定金額を超える場合、以下のうち、いずれか大きい方を控除限度額とする

- (a) パススルー事業体の W-2 給与総額の 50%相当のうち、構成員への帰属分
- (b) パススルー事業体の W-2 給与総額の 25%相当に当該事業体で使用される償却資産の取得価額の 2.5%相当を加算した金額のうち、構成員への帰属分

また、当該所得控除は特定の人的役務事業には適用されませんが、納税者の課税所得が\$315,000(夫婦合算)又は\$157,500(それ以外)以下である場合には控除が可能です。課税所得がこれらの金額を超える場合は控除額が逡減します。

なお、当該所得控除は 2018 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に開始する課税年度で適用されます。

11. 代替ミニマム税 (AMT) の存続

連邦法人所得税と異なり、連邦個人所得税では代替ミニマム税 (AMT) の廃止は取り下げられましたが、AMT 計算上の人的控除額を増額することで AMT 適用による影響が緩和されています。

12. オバマケア・ペナルティの撤廃

従前の制度上は、健康保険の未加入者に対しては未加入月数に応じて一定のペナルティが課されていますが、改正法では 2019 年以降より健康保険に未加入の場合でもペナルティは課税されないこととされています。

II. 会計上の税金計算・税効果会計への影響

既述の通り今回の改正は多岐にわたるため、会計上の税金費用の計算や税効果会計へも大きな影響があるものと考えられます。米国会計基準 (US GAAP) に関して日系企業に影響を及ぼすと考えられる主な項目としては以下が挙げられます。

新税制の適用日

US GAAP においては、税制改正の施行日を含む会計期間に新税制を適用して会計上の税金計算や税効果会計を行います。新税制の適用開始日を含む会計期間ではない点に留意が必要となります。従って、2017 年の第 4 四半期 (3 月決算の場合は第 3 四半期) に改正法における新税率等を適用して税金費用や税効果を算定することになります。

法人税率の引下げ

12 月決算法人は、2018 年から連邦法人所得税については一律 21% の新税率を用いて税効果会計を適用することになりますが、3 月決算法人は 2018 年 3 月期は約 31.5%、2019 年 3 月期以降は 21% の税率を用いることになるため留意が必要です。なお、繰越欠損金、その他の繰延税金資産がある場合、法人税率の引下げは一般に繰延税金資産の将来価値が減じるため、税制改正の施行日を含む会計期間に追加の税金費用が発生することになります。

代替ミニマム税 (AMT) の廃止

代替ミニマム税 (AMT) が廃止され AMT クレジットは還付可能となるため、AMT クレジットに係る繰越税金資産に対して評価性引当金が計上されている場合は取り崩すこととなります。AMT クレジットが還付可能となるため、繰延税金資産ではなく未収法人税 (Income Tax Receivable) として計上すべきという議論もありますが、AMT は引き続き租税債務と関連する事を考慮すると引き続き繰延税金資産として計上するのが相当と考えられます。

固定資産の即時償却

固定資産の即時償却を利用する場合、会計上と税務上の固定資産の簿価に関して追加の一時差異が発生します。即時償却に限らず、繰延税金負債に適用される税率が2017年と2018年以降では異なるため、繰延税金負債の戻入が必要となることが想定されます。さらに、即時償却に関しては適用開始日が2017年の9月28日ですが、即時償却により2017年度に欠損金が発生する場合には、上記の税率差に関して欠損金に関する繰延税金資産の調整も必要となる可能性もありますので留意が必要です。

繰越欠損金の使用制限と繰越期間の恒久化

繰越欠損金の使用制限と繰越期間の恒久化により2018年以降に発生する欠損金に関しては改正法を考慮して評価性引当金の評価を行う必要があります。特に繰越期間の恒久化により従前は利用出来なかった繰延税金負債との相殺の可能性、繰戻還付制度の廃止の影響等を勘案して判断する必要があります。

新支払利子損金不算入制度

支払利子損金不算入制度は従前の制度より幅広く適用されるため、損金不算入額に係る追加の繰越税金資産が計上される場合がより多く発生すると推察されます。損金不算入額は恒久的に繰越が可能のため、評価引当金の必要性は低いと考えられます。なお、従前の制度により発生した既存の損金不算入額の取り扱いは不明確であるため、対応する繰越税金資産の実現可能性については引き続き検討する必要があります。

海外配当益金不算入制度の創設

海外子会社等の海外留保所得に関して繰延税金負債が計上されている場合、海外配当益金不算入制度の導入により当該繰延税金負債を取り崩すことにより税金費用の減額が見込まれます。ただし、多くの会社が海外子会社で発生した所得は恒久的に海外で投資するという会計ポジション(APB 23 assertion)の採用により繰延税金負債を計上しておらず影響は僅少と考えられます。海外配当益金不算入制度の導入後は、海外留保所得に係る繰延税金負債の認識およびAPB 23 assertionの評価の重要性は低くなりますが、配当所得は引き続き州税および海外の源泉税の対象となる可能性があるため、APB 23 assertionの検討は継続して必要と思われる。

強制みなし配当課税制度

米国子会社傘下に特定外国法人が存在する場合、強制みなし配当課税制度により累積海外留保所得に係る未払法人税を計上する必要があります。累積海外留保所得(米国で課税を受けていない税務上の剰余利益(Earnings and Profit、以下E&P))、支払外国法人税額等を過去に遡って算定するため、普段からこれらの金額を把握していない場合には非常に煩雑な作業になると思われます。また、既述のとおり累積海外留保所得の判定基準日は2017年11月2日または2017年12月31日となっており、さらに特定外国法人の資産構成により適用される税率が異なります。外国税額控除、外国為替差損益、投資簿価の観点から強制みなし配当課税適用後は同制度により課税済みのE&Pと今後益金不算入制度が適用されるE&Pを別個にトラッキングする必要があるため企業にとって大きな事務負担になると想定されます。

強制みなし配当課税により発生する租税負担額を8年間に亘って支払う選択を行う場合、未払法人税を流動負債と非流動負債に区分する必要があります。支払期間が長期にわたるため現在価値に割引くべきという考え方もあるかと思われそうですが、米国税効果基準(ASC 740)では認められていません。ただし利子の取り扱いにかかわる会計基準(ASC 835)において、満期一年超の無利息の未払金と売掛金の金額が確定している場合、現在価値割引が適用されるという規定もあるため、現在価値割引の必要性は現時点で不透明であると言えます。

BEAT 課税の創設

BEAT 課税は所得ベースの課税であり税効果会計(ASC 740)が適用されると思われます。BEAT 課税がすべての会計期間に亘って適用されると想定される場合、税効果はBEATをベースに計上され、通常の法人税が全ての期間に亘って適用されると想定される場合には通常の法人税をベースに税効果を計上することになります。BEAT 課税と通常の法人税が交互に適用される場合、ハイブリッドアプローチになるものと推察されます。

国際会計基準(IFRS)上の取り扱い

上記は US GAAP における取扱いですが、国際会計基準(IFRS)上の取扱いもほぼ同様となります。潜在的な相違点としては、IFRS 上「税制改正が実質的に成立した」期間に新税制を適用するとされていますが、今回のように同一会計期間に上下院の可決と大統領の署名が行われている場合は、IFRS、US GAAP ともに 2017 年 12 月を含む期間について新税制を適用することになります。

Staff Accounting Bulletin No. 118

今月 22 日に発行された SEC スタッフによる今回改正の会計処理に関する見解によれば、今回の税制改正の税金費用、税効果に関する会計処理が財務諸表の発行日までに完了(Complete)しない場合は、合理的な見積もりに基づき会計処理を行い、合理的な見積もりが不可能な項目については、従前の制度に基づく報告を行うべきものとされています。ただし、会社は会計処理を完了させるべく誠意をもって行動し、遅くとも税制改正成立の日から一年以内(Measurement period)に会計処理を完了させることとされています。なお、これらの場合には財務諸表上その旨の適切な開示を行うことも要求されています。例えば、強制みなし配当課税による租税負担額の見積もりが困難な場合等が該当するものと考えられます。

III. 日本のタックスヘイブン税制への影響

日本のタックスヘイブン税制に関しては平成 29 年度税制改正において従前のトリガー税率(20%以上)が廃止され、2018 年 4 月 1 日以後に開始する外国関係会社の事業年度より、外国関係会社の租税負担割合が 20%以上である場合であったとしても、当該外国関係会社がいわゆるペーパーカンパニー(*1)やキャッシュボックス(*2)などに該当する場合には会社単位の合算課税の対象となっています(租税負担割合が 30%以上である場合は対象外)。

(*1)ペーパーカンパニーとは、いわゆる実体基準及び管理支配基準の両方を満たさない外国関係会社をいいます。

(*2)キャッシュボックスとは、総資産の額に対する有価証券、貸付金および無形固定資産等の合計額の割合が 50%を超える外国関係会社で、総資産の額に対する部分合算所得(一定の受動的所得)の割合が 30%を超えるもの

今回の改正法により連邦法人所得税率が一律 21%へと引き下げられ、州税を加算した実効税率が 25%前後となることが見込まれることから、従前の制度では合算課税の対象とはなっていなかった米国子会社についても、当該子会社が上記のペーパーカンパニーまたはキャッシュボックスに該当する場合には、外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度(3 月決算法人で 2019 年 3 月期、12 月決算法人で 2019 年 12 月期)以降の租税負担割合を検証し、日本のタックスヘイブン対策税制の対象となる否か検討する必要があります。さらに、合算課税の適用対象となる可能性がある場合には影響額を測定し、重要な影響が見込まれるのであれば組織再編等を通じた対応の必要性や実行可能なタックスプランニングについて検討を行う必要があるものと考えられます。

参考情報

・改正法のテキスト

H.R.1 – An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018 (U.S. Government Publishing Office)

<https://www.congress.gov/115/bills/hr1/BILLS-115hr1enr.pdf>

・改正法に関する PwC 米国ニューズレター(英語版)

「Congress gives final approval to tax reform conference committee agreement」

<https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-congress-gives-final-approval-to-tax-reform.pdf>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人 米国タックスデスク

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

080-1114-3872

tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com

パートナー

山口 晋太郎

080-4171-5438

shintaro.yamaguchi@jp.pwc.com

シニア マネージャー

小林 秀太

090-1764-5403

shuta.s.kobayashi@jp.pwc.com

PwC 米国

日系企業コンサルティンググループ

【ニューヨーク事務所】

パートナー

徳弘 高明

1-646-471-3164

takaaki.tokuhiro@pwc.com

【ニューヨーク事務所】

ディレクター

有馬 一茂

1-646-471-5031

kazushige.arima@pwc.com

【マクリーン事務所】

ディレクター

村岡 欣潤

1-703-762-7293

kinjun.muraoka@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 無断複写・転載を禁じます。

PwC とは、PwC のネットワーク、および(または)PwC のメンバーファームを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。